

耐震診断・補強設計・耐震改修について

耐震性の確保は、居住する人や使用する人の生命や財産を守る上で重要です。

昭和56年6月1日に改正された建築基準法では、地震に対する耐震の基準が強化されましたが、これ以前に建てられた住宅・建築物は、現行の耐震基準を満たさない場合があります。阪神淡路大震災、鳥取県西部地震などの大地震では、耐震性を満たさない住宅・建築物の多くが被害を受けました。

鳥取市も、耐震診断・補強設計・耐震改修について補助金の制度を創設していますので、耐震化に役立ててください。

1. 補助の対象（以下の全ての要件を満たすもの）

- ・昭和56年5月31日以前に建築済または建築に着手されたもの
(※木造一戸建ての住宅は平成12年5月31日以前に建築済または建築に着手されたもの)
(増築された部分もこの日以前のものが対象です。)
- ・建築基準法に基づく違反建築物の措置を命じられていないもの
- ・補強設計及び耐震改修は、耐震診断により耐震性が不足していると判定されたもの
(I_w 値が 1.0 未満、 I_s 値が 0.6 未満のもの)

無料の診断は、7月4日(月)
から募集します。

2. 補助の内容

- (A1) 木造一戸建ての住宅の耐震診断（無料）
※平成12年5月31日以前に建築または着手されたもの
※但し、木造2階建て、延床面積280㎡以下に限る
- (A2) 一戸建ての住宅の耐震診断（有料）
補助金の額 = (補助対象事業費) × (2/3)
※木造：平成12年5月31日以前に建築または着手されたもの
非木造：昭和56年5月31日以前に建築または建築に着手されたもの
- (B) 木造一戸建ての住宅の補強設計
補助金の額 = (補助対象事業費) × (1/2)
※耐震診断を行い、耐震性が不足していると判定されたもの
- (C) 木造一戸建ての住宅の耐震改修
補助金の額 = (補助対象事業費) × (4/5)
※令和2年度までに耐震設計の補助を受けたものについては補助率：23%
- (D) 一般建築物・共同住宅等の耐震診断
補助金の額 = (補助対象事業費) × (2/3)
- (E) 共同住宅等の補強設計
補助金の額 = (補助対象事業費) × (2/3)
- (F) 共同住宅等の耐震改修
補助金の額 = (補助対象事業費) × (23%)

表1 補助対象事業費の上限（床面積あたりの上限と事業費の上限の低い方の金額になります。）

区分			床面積あたりの上限・その他		補助対象事業費の上限	補助金の上限
耐震診断	一戸建ての住宅	木造	設計図書あり		108,900 円	73,000 円
			設計図書なし		134,200 円	90,000 円
		非木造	第二次診断法以上の診断法に限る		136,000 円	91,000 円
	一般建築物・共同住宅等	床面積 ≤ 1,000 m ² の部分		3,670 円 / m ²	300 万円	200 万円
		1,000 m ² < 床面積 ≤ 2,000 m ² の部分		1,570 円 / m ²		
2,000 m ² < 床面積 の部分		1,050 円 / m ²				
補強設計	木造一戸建ての住宅			24 万円	12 万円	
	共同住宅・長屋	床面積 ≤ 1,000 m ² の部分		3,670 円 / m ²	300 万円	200 万円
		1,000 m ² < 床面積 ≤ 2,000 m ² の部分		1,570 円 / m ²		
		2,000 m ² < 床面積 の部分		1,050 円 / m ²		
耐震改修	木造一戸建ての住宅				100 万円	
	共同住宅・長屋	マンション ※	50,200 円 / m ²	1,800 万円	414 万円	
		マンション以外	34,100 円 / m ²			

※マンションとは共同住宅のうち耐火建築物又は準耐火建築物であって、延べ床面積が1,000 m²以上であり、かつ、地階を除く階数が原則として3階以上のものをいいます。

R3. 4. 1 要綱改正

3. 申請の流れ

申請様式については、ホームページからダウンロードできます。また、窓口で配布もしていますのでお問い合わせください。

① 補助申請（補助申請者は建物の所有者）



② 補助金交付決定通知（鳥取市→補助申請者）



③ 耐震診断・補強設計・耐震改修

※補助金交付決定後に契約、着手してください。

決定以前に契約、着手したものは無効になります。



④ 事業の完了報告及び実績報告（補助申請者→鳥取市）

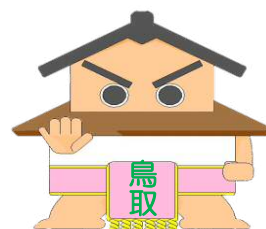


⑤ 補助金額確定通知（鳥取市→補助申請者）

⑥ 補助金の振り込み（補助申請者の口座へ振り込まれます。）



鳥取市ホームページ



住もう鳥取関

4. 住宅に係る耐震改修促進税制について

平成 18 年度税制改正において

既存住宅の耐震改修をした場合の所得税額の特別控除が「住宅に係る耐震改修促進税制」として創設されました。また、平成 4 年度改正において所得税額の特別控除の適用期限がさらに 2 年間延長されました。

(A) 既存住宅の耐震改修をした場合の所得税額の特別控除

個人が、令和 4 年 1 月 1 日から令和 5 年 12 月 31 日までの間に、自ら居住の用に供する昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された住宅について、現行の耐震基準に適合させるための改修をした場合に、その方のその年分の所得税額から、当該住宅耐震改修に係る耐震工事の標準的な費用の金額の 10%に相当する額（上限は当該耐震改修工事について、消費税率 8%又は 10%が適用される場合 25 万円）を控除するものです。

控除を受けるには税務署への確定申告が必要です。（その際には鳥取市が発行する「住宅耐震改修証明書」の添付が必要です。）

(B) 既存住宅の耐震改修をした場合の固定資産税額の減額措置

昭和 57 年 1 月 1 日以前から所在する住宅について、令和 4 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの間に、現行の耐震基準に適合する耐震改修（改修に要した費用の額が 1 戸当たり 50 万円超えであるものに限る）が行われた場合、当該住宅に係る翌年度分の固定資産税について、税額の 2 分の 1 を減額（1 戸当たり 120 m²相当分までに限る。）するものです。

減額を受けるには、耐震改修を完了した日から 3 カ月以内に鳥取市へ減額措置の申告が必要です。（その際には鳥取市が発行する「住宅耐震改修証明書」又は、建築士などが発行する「増改築等工事証明書」の添付が必要です。）

※上記の適用は、耐震改修後の I w 値（構造耐震指標）の数値が 1.0 以上であることが対象の条件となります。

住宅を強くて安く補強する工法（低コスト耐震改修工法）があります。

- 特徴**
- ・既存の壁や床・天井を壊さず補強できる
 - ・外壁撤去を行わず、外部から補強できる。
 - ・工事費や工期が少なくて済む。

- メリット**
- ・少ない費用で安心を得られる。
 - ・あまり手間がかからず、施工期間を短縮できる。
 - ・生活にあまり支障を生じることなく工事を行うことができる。

※鳥取県のホームページもご覧ください。
<https://www.pref.tottori.lg.jp/262445.htm>



お問い合わせ先 鳥取市役所都市整備部建築指導課
鳥取市幸町 7 1（本庁舎 5 階 51 番窓口）
TEL 0857-30-8362